

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	大口町 国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大口町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・大口町は、「国民健康保険 給付(高額療養費・国保療養費・出産育児一時金・葬祭費・食事差額)」を行うため「国保給付」、「国民健康保険(給付)」等の各システムを使用している。
- ・大口町は、「愛知県内の市町村間の転居に伴う高額該当回数の引継ぎ業務及び県単位で管理する被保険者の資格継続業務」を行うため、「国保総合PC」等の各システムを使用している。
- ・職員の不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、静脈、ID及びパスワードにより、操作者を限定している。
- ・操作者には、必要な業務のみ照会範囲の制限をしている。
- ・追跡調査のため操作ログを保存している。
- ・端末PCはセキュリティシステムによりデータを持ち出せないなどの対策を講じている。

評価実施機関名

愛知県丹羽郡大口町

公表日

令和6年12月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険加入者の状況の把握を行っている。把握している状況より、各種証の発行、送付を行う。国民健康保険加入者の診療明細情報(レセプト)の管理、高額療養費の計算を行っている。管理している情報より高額療養費、国保療養費、出産育児一時金、葬祭費、食事差額等の給付事務およびその管理を行っている。</p> <p>統合宛名システムで個人番号を管理し、業務に必要なデータを、関係機関との情報の提供や照会をするための中間サーバシステムを用いて、必要な情報を元に算定を行う。</p> <p>平成30年4月からの都道府県化に伴い、愛知県国民健康保険団体連合会で実施する療養給付に付随する業務として、愛知県内の市町村間の転居に伴う高額該当回数の引継ぎ業務及び県単位で管理する被保険者の資格継続業務を委託のうえ行う。</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたこと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同で行う。</p> <p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当町から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当町から提供した被保険者資格情報と
③システムの名称	<p>国保資格、国保給付、国保高額療養費、国保療養費、団体内統合宛名システム、中間サーバ、国保総合PC、国保情報集約システム国保総合システム(国保連合会)、医療保険者向け中間サーバー等(取りまとめ機関)、申請管理</p> <p>国民健康保険(資格・賦課)、国民健康保険(給付)、窓口ソリューション(申請管理)</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
<p>1. 資格異動ファイル 2. 緩和措置異動情報ファイル 3. レセプト情報ファイル 4. 高額療養費支給情報ファイル 5. 国保療養費支給情報ファイル 6. 出産育児一時金支給情報ファイル 7. 葬祭費支給情報ファイル 8. 食事差額療養費支給情報ファイル 9. 被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)</p>	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>番号法第9条 別表 44項 市町村長又は国民健康保険組合</p> <p>「国民健康保険法(昭和三十二年法律第九十二号)による保険給付險組合の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」</p> <p>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項等および同法第113条の3</p> <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 第9条(利用範囲) 別表 項番44 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>

②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表2項及び第4条、第2条表3項及び第5条、第2条表6項及び第8条、第2条表13項及び第15条、第2条表27項及び第29条、第2条表42項及び第44条、第2条表48項及び第50条、第2条表56項及び第58条、第2条表65項及び第67条、第2条表69項及び第71条、第2条表87項及び第89条、第2条表15項及び第117条、第2条表125項及び第127条、第2条表131項及び第133条、第2条表141項及び第143条、第2条表158項及び第160条、第2条表161項及び第163条、第2条表164項及び第166条、第2条表165項及び第167条、第2条表166項及び第168条、第2条表173項及び第175条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項（利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	戸籍保険課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大口町総務部行政課 愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目155番地 電話0587-95-1699
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大口町健康福祉部戸籍保険課 愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目155番地 電話0587-95-1116
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
判断の根拠	<p>①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。 ・更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認すること。 <p>②特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生</p>

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="text-align: right;">[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</div> <div style="text-align: left;"><選択肢></div> <div style="text-align: left;">1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</div> <div style="text-align: left;">6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">9) 従業者に対する教育・啓発</div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div>
判断の根拠	①ユーザ認証の管理を行っている。 ②アクセラ権限の発効・失効の管理を行っている。 ③アクセラ権限の管理を行っている。 ④特定個人情報の使用の記録、分析(改ざん等の防止に係る対策を含む。)を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・大口町は、「国民健康保険に関する事務」を行うため「国民健康保険給付システム」を使用している。 ・職員の不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ICカード、ID及びパスワードにより、操作者を限定している。 ・操作者には、必要な業務のみ照会範囲の制限をしている。 ・追跡調査のため操作ログを保存している。 ・端末PCはセキュリティシステムによりデータを持ち出せないなどの対策を講じている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大口町は、「国民健康保険に関する事務」を行うため「国民健康保険給付システム」を使用している。 ・大口町は、「愛知県内の市町村間の転居に伴う高額該当回数引継ぎ業務及び県単位で管理する被保険者の資格継続業務」を行うため、「次期国保総合システム、国保情報集約システムシステム、国保総合PC」を使用している。 ・職員の不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ICカード、ID及びパスワードにより、操作者を限定している。 ・操作者には、必要な業務のみ照会範囲の制限をしている。 ・追跡調査のため操作ログを保存している。 ・端末PCはセキュリティシステムによりデータを持ち出せないなどの対策を講じている。 	事前	
平成29年4月1日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	大口町 国民健康保険の給付に関する事務 基礎項目評価書	大口町 国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書	事後	
平成29年4月1日	1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	<p>国民健康保険加入者の状況を把握を行っている。把握している状況より、各種証の発行、送付を行う。</p> <p>国民健康保険加入者の診療明細情報(レセプト)の管理、高額療養費の計算を行っている。管理している情報より高額療養費、国保療養費、出産育児一時金、葬祭費、食事差額等の給付事務およびその管理を行っている。</p> <p>統合宛名システムで個人番号を管理し、業務で必要なデータを、関係機関との情報の提供や照会をするための中間サーバシステムを用いて、必要な情報を元に算定を行う。</p>	<p>国民健康保険加入者の状況を把握を行っている。把握している状況より、各種証の発行、送付を行う。</p> <p>国民健康保険加入者の診療明細情報(レセプト)の管理、高額療養費の計算を行っている。管理している情報より高額療養費、国保療養費、出産育児一時金、葬祭費、食事差額等の給付事務およびその管理を行っている。</p> <p>統合宛名システムで個人番号を管理し、業務で必要なデータを、関係機関との情報の提供や照会をするための中間サーバシステムを用いて、必要な情報を元に算定を行う。</p> <p>平成30年4月からの都道府県化に伴い、愛知県国民健康保険連合会で実施する療養給付に付随する業務として、愛知県内の市町村間の転居に伴う高額該当回数引継ぎ業務及び県単位で管理する被保険者の資格継続業務を委託のうえ行う。</p>	事前	
平成29年4月1日	2. 特定個人情報ファイル名	1. 資格異動ファイル 2. 緩和措置異動情報ファイル 3. レセプト情報ファイル 4. 高額療養費支給情報ファイル 5. 国保療養費支給情報ファイル 6. 出産育児一時金支給情報ファイル 7. 葬祭費支給情報ファイル 8. 食事差額療養費支給情報ファイル	1. 資格異動ファイル 2. 緩和措置異動情報ファイル 3. レセプト情報ファイル 4. 高額療養費支給情報ファイル 5. 国保療養費支給情報ファイル 6. 出産育児一時金支給情報ファイル 7. 葬祭費支給情報ファイル 8. 食事差額療養費支給情報ファイル 9. 被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 30項 市町村長又は国民健康保険組合 「国民健康保険法(昭和三十二年法律第九十二号)による保険給付陰組合の支給又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの」	番号法第9条第1項 別表第一 30項 市町村長又は国民健康保険組合 「国民健康保険法(昭和三十二年法律第九十二号)による保険給付陰組合の支給又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの」 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項等および同法第113条の3	事前	
平成29年4月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第1項 別表第二 42項	番号法第19条第1項 別表第二 1項、2項、3項、4項、5項、17項、26項、30項、33項、39項、42項、46項、58項、62項、80項、87項、88項、93項及び106項	事前	
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	戸籍保険課長 江口利光	戸籍保険課長 掛布紀子	事後	
平成29年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	大口町役場健康福祉部戸籍保険課 愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目155番地 電話 0587-95-1111	大口町役場健康福祉部戸籍保険課 愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目155番地 電話 0587-95-1116	事後	
平成31年3月1日	I-5-② 所属長の役職名		課長	事前	
平成31年3月1日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	(0587)95-1111	(0587)95-1699	事前	
平成31年3月1日	II-1 対象人数	1万人以上10万人未満 平成27年6月30日 時点	1万人以上10万人未満 平成31年2月1日 時点	事前	
平成31年3月1日	II-2 取扱者数	500人未満 平成27年6月30日 時点	500人未満 平成31年2月1日 時点	事前	
平成31年3月1日	IV リスク対策		新規追加	事前	
平成31年3月1日	表紙 特記事項	ICカード、ID及びパスワードにより、操作者を限定している。	静脈、ID及びパスワードにより、操作者を限定している。	事前	
令和2年4月1日	II-1 対象人数	1万人以上10万人未満 平成31年2月1日 時点	1万人以上10万人未満 令和2年3月1日 時点	事前	
令和2年4月1日	II-2 取扱者数	500人未満 平成31年2月1日 時点	500人未満 令和2年3月1日 時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月1日	1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	<p>国民健康保険加入者の状況の把握を行っている。把握している状況より、各種証の発行、送付を行う。</p> <p>国民健康保険加入者の診療明細情報(レセプト)の管理、高額療養費の計算を行っている。管理している情報より高額療養費、国保療養費、出産育児一時金、葬祭費、食事差額等の給付事務およびその管理を行っている。</p> <p>統合宛名システムで個人番号を管理し、業務で必要なデータを、関係機関との情報の提供や照会をするための中間サーバシステムを用いて、必要な情報を元に算定を行う。</p> <p>平成30年4月からの都道府県化に伴い、愛知県国民健康保険団体連合会で実施する療養給付に付随する業務として、愛知県内の市町村間の転居に伴う高額該当回数引継ぎ業務及び県単位で管理する被保険者の資格継続業務を委託のうえ行う。</p>	<p>変更前の記載に下記を追加</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたこと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバ等の運営を共同して行う。</p> <p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)></p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバ等における資格履歴管理事務」を行うために、当町から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバ等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバ等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当町から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p>	事前	
令和2年11月1日	1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保システム、国民健康保険給付システム、住民基本台帳ネットワークシステム、宛名管理システム、統合宛名管理システム、中間サーバシステム、国保総合システム及び国保情報集約システム(国保連合会に設置される国保総合システム及び国保情報集約システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。)	国民健康保システム、国民健康保険給付システム、住民基本台帳ネットワークシステム、宛名管理システム、統合宛名管理システム、中間サーバシステム、国保総合システム及び国保情報集約システム(国保連合会に設置される国保総合システム及び国保情報集約システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。)、医療保険者等向け中間サーバ等	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月1日	3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 30項 市町村長又は国民健康保険組合 「国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)による保険給付險組合の支給又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの」 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項等および同法第113条の3	番号法第9条第1項 別表第一 30項 市町村長又は国民健康保険組合 「国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)による保険給付險組合の支給又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの」 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項等および同法第113条の3 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和2年11月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第1項 別表第二 1項、2項、3項、4項、5項、17項、26項、30項、33項、39項、42項、46項、58項、62項、80項、87項、88項、93項及び106項	番号法第19条第1項 別表第二 1項、2項、3項、4項、5項、17項、26項、30項、33項、39項、42項、46項、58項、62項、80項、87項、88項、93項及び106項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和6年9月20日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 30項	番号法第9条 別表 44項	事後	
令和6年9月20日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1項番30	番号法第9条 別表 項番44	事後	
令和6年9月20日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令	番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月20日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第1項 別表第二 1項、2項、3項、4項、5項、17項、26項、30項、33項、39項、42項、46項、58項、62項、80項、87項、88項、93項及び106項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表2項及び第4条、第2条表3項及び第5条、第2条表6項及び第8条、第2条表13項及び第15条、第2条表27項及び第29条、第2条表42項及び第44条、第2条表48項及び第50条、第2条表56項及び第58条、第2条表65項及び第67条、第2条表69項及び第71条、第2条表87項及び第89条、第2条表15項及び第117条、第2条表125項及び第127条、第2条表131項及び第133条、第2条表141項及び第143条、第2条表158項及び第160条、第2条表161項及び第163条、第2条表164項及び第166条、第2条表165項及び第167条、第2条表166項及び第168条、第2条表173項及び第175条	事後	
令和6年12月17日	IV-8. 人手を介在させる作業	(様式変更により追記)	十分である ①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。 ・更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認すること。 ②特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	事前	
令和6年12月17日	IV-11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(様式変更により追記)	十分である ①ユーザ認証の管理を行っている。 ②アクセラ権限の発効・失効の管理を行っている。 ③アクセラ権限の管理を行っている。 ④特定個人情報の使用の記録、分析(改ざん等の防止に係る対策を含む)を行っている。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月17日	I-1-③ システムの名称	国民健康保システム、国民健康保険給付システム、住民基本台帳ネットワークシステム、宛名管理システム、統合宛名管理システム、中間サーバシステム、国保総合システム及び国保情報集約システム(国保連合会に設置される国保総合システム及び国保情報集約システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。)、医療保険者等向け中間サーバ等	国保資格、国保給付、国保高額療養費、国保療養費、団体内統合宛名システム、中間サーバ、国保総合PC、国保情報集約システム国保総合システム(国保連合会)、医療保険者向け中間サーバ等(取りまとめ機関)、申請管理 国民健康保険(資格・賦課)、国民健康保険(給付)、窓口ソリューション(申請管理)	事前	
令和6年12月17日	表紙 特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・大口町は、「国民健康保険 給付(高額療養費・国保療養費・出産育児一時金・葬祭費・食事差額)」を行うため「国民健康保険給付システム」を使用している。 ・大口町は、「愛知県内の市町村間の転居に伴う高額該当回数引継ぎ業務及び県単位で管理する被保険者の資格継続業務」を行うため、「次期国保総合システム、国保情報集約システム、国保総合PC」を使用している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大口町は、「国民健康保険 給付(高額療養費・国保療養費・出産育児一時金・葬祭費・食事差額)」を行うため「国保給付」、「国民健康保険(給付)」等の各システムを使用している。 ・大口町は、「愛知県内の市町村間の転居に伴う高額該当回数引継ぎ業務及び県単位で管理する被保険者の資格継続業務」を行うため、「国保総合PC」等の各システムを使用している。 	事前	